

第5回尼崎市議会臨時会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	計
件 数	1	1	2

(2) 議案の名称

< 予算 >

議案第1号 令和3年度尼崎市一般会計補正予算（第13号）

< 条例 >

議案第2号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

第5回尼崎市議会臨時会

議案説明資料

<令和4年2月臨時会>

種 別	予算	番 号	議案第1号	所 管	各事業所管課																				
件 名	令和3年度尼崎市一般会計補正予算(第13号)																								
内 容																									
1	<p>補正予算の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々への支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するほか、保育所、幼稚園及び児童ホーム等の従事者の処遇改善のため、賃金改善を実施する施設に対して必要な経費を補助することなどに伴い補正を行う。</p> <p>各事業の概要等は別紙のとおり。</p>																								
2	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">226,416,379</td> <td style="text-align: center;">9,099,443</td> <td style="text-align: center;">235,515,822</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	226,416,379	9,099,443	235,515,822														
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																							
226,416,379	9,099,443	235,515,822																							
3	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方交付税</td> <td style="text-align: center;">895</td> <td>民生費</td> <td style="text-align: center;">9,093,081</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: center;">9,098,548</td> <td>教育費</td> <td style="text-align: center;">6,362</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">9,099,443</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">9,099,443</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	地方交付税	895	民生費	9,093,081	国庫支出金	9,098,548	教育費	6,362	合 計	9,099,443	合 計	9,099,443
歳 入		歳 出																							
款	補正予算額	款	補正予算額																						
地方交付税	895	民生費	9,093,081																						
国庫支出金	9,098,548	教育費	6,362																						
合 計	9,099,443	合 計	9,099,443																						
4	<p>繰越明許費</p> <p>追加</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">款</th> <th style="width: 12.5%;">項</th> <th style="width: 55%;">事業名</th> <th style="width: 17.5%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民生費</td> <td>社会福祉費</td> <td>住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業</td> <td style="text-align: center;">9,037,700</td> </tr> </tbody> </table>					款	項	事業名	金額	民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業	9,037,700												
款	項	事業名	金額																						
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業	9,037,700																						

補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算	9,099,443 千円
(1) 市民生活への支援の強化	9,037,700 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業費 9,037,700 千円 様々な困難に直面した方々への支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する。 対象者：①基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の収入が住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯 支給額：1世帯当たり10万円	
(2) 地域経済の活性化・地域の元気づくり	61,743 千円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士等処遇改善臨時特例事業費 等 61,743 千円 保育所、幼稚園及び児童ホーム等の従事者の処遇改善のため、賃金改善を実施する施設に対して必要な経費の補助などを実施する。 処遇改善内容：収入を3%程度引き上げる 事業開始：令和4年2月～	

費目別事業概要

民生費	9,093,081 千円
住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業費 様々な困難に直面した方々への支援として、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付する。	9,037,700 千円
職員給与費 会計年度任用職員 公立の保育所及び児童ホーム等の会計年度任用職員の処遇改善を行う。	5,602 千円
保育士等処遇改善臨時特例事業費 私立保育所等の従事者の処遇改善に必要な経費を補助する。	45,973 千円
放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費 民間児童ホームの従事者の処遇改善に必要な経費を補助する。	3,806 千円
教育費	6,362 千円
職員給与費 会計年度任用職員 公立幼稚園の会計年度任用職員の処遇改善を行う。	146 千円

幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費

6,216 千円

私立幼稚園等の従事者の処遇改善に必要な経費を補助する。

<令和4年2月臨時会>

種 別	条例	番 号	議案第2号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の制定により、認定長期優良住宅について、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に容積率制限を緩和する特例許可制度が創設されたことに伴い、当該許可申請における審査に係る手数料を新たに設定するため、規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の規定を追加し、1件につき160,000円とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年2月20日</p>					

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(39)の7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件 160,000円</u></p> <p>(50) <u>長期優良住宅法</u>第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（ア、次号ア、第59号の3、第60号、第62号ア及び第63号において「計画」という。）の認定の申請（アからウまで及び次号から第59号の4までにおいて「認定申請」という。）に対する審査（一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。）又は共同住宅等（同条第2号に規定する共同住宅等をいう。次号において同じ。）でその住宅（長期優良住宅法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号、第59号の2アからウまで、第59号の3、第59号の4ア及びイ並びに第60号において同じ。）の戸数が1であるもの（次号において「単一共同住宅等」という。）（第59号の3、第61号、第61号の5及び第62号アにおいて「一戸建ての住宅等」という。）の新築に係るものに限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(50) <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（ア、次号ア、第59号の3、第60号、第62号ア及び第63号において「計画」という。）の認定の申請（アからウまで及び次号から第59号の4までにおいて「認定申請」という。）に対する審査（一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。）又は共同住宅等（同条第2号に規定する共同住宅等をいう。次号において同じ。）でその住宅（長期優良住宅法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号、第59号の2アからウまで、第59号の3、第59号の4ア及びイ並びに第60号において同じ。）の戸数が1であるもの（次号において「単一共同住宅等」という。）（第59号の3、第61号、第61号の5及び第62号アにおいて「一戸建ての住宅等」という。）の新築に係るものに限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</u></p>